

159-参-厚生労働委員会-9号 平成16年04月08日

※クリーニング業法並びに公衆浴場の法律の改正案について質問

○辻泰弘君 民主党・新緑風会、辻泰弘でございます。

本日は、クリーニング業法並びに公衆浴場の法律の改正案について御質問するわけですが、今回、この二法案の改正案を勉強させていただきまして、両業界に携わっていらっしゃる皆さん方の実情といたしますか、あるいは御苦労の一端に触れた思いがするわけでございます。こういった立法措置を通じて、皆様方がますます御活躍いただくように、また両業界の御発展というものを祈念する見地から御質問を申し上げたいと思うわけでございます。

さて、まず、衛藤委員長には大変御尽力をいただいたわけでございますけれども、まず冒頭、今次二法の改正に至る経緯、具体的にはいつから始まったこの動きだったのか、また何が原動力となったのかと、こういった問題について御説明を賜ればと思います。

○衆議院議員（衛藤晟一君） クリーニング業法につきましては、過去十年間、国民生活センターに寄せられる苦情が年間ほぼ一万件という高い水準で推移をいたしてございまして、消費者に対する説明や苦情処理の重要性が業界の中でも強く認識されてきたところであります。また、平成十四年ごろから、組合に対し、車のみの取次業に関する苦情等が消費者から数多く寄せられるようになりました。平成十五年ごろからは、全国連合会が法改正の要望を行い、クリーニング業を取り巻く問題に関心の深い与野党の議員の間で勉強会を開き、具体的な法改正の検討がなされてきたところであります。

なお、平成八年には、全国クリーニング業生活衛生業組合連合会が二十一世紀の長期ビジョンを定めた中で、クリーニング工場と取次店、共同化、協業化の推進を取り上げ、クリーニング工場から取次店への業態転換を進める必要性が認識されてきましたけれども、業態転換をする場合には生活衛生同業組合の組合員資格を失うことが業態転換が進まない一因となっているという意見が全国連合会から寄せられてきました。そういう状況で、クリーニング業の業法についての改正に至った経緯でございます。

公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律の改正につきましては、平成五年に東京都の浴場組合が各年代の消費者モニターとの懇談会を行いまして、健康型を含めた福祉入浴や世代交流の場としての活用が懇談会の意見としてまとめられたことが最初の契機でありました。

その後、各地におきまして、公衆浴場を活用した高齢者向けの生きがい事業、福祉入浴事業等が行われるようになりまして、平成十五年に施行された健康増進法を受けて、厚生

労働省健康局長通知でも、健康増進活動の中で一般公衆浴場との連携の必要性が指摘されてきました。

このような動きを受けまして、全国公衆浴場業衛生同業組合では、入浴機会の確保以外に、福祉の向上を法律の目的に加えるとともに、公衆浴場を利用した健康福祉活動を推進することを要望する動きが強まり、この問題に関心の深い与野党の議員の間で勉強会を開き、具体的な法改正の検討がなされてきました。

以上の議論の成果を受けて、衆議院厚生労働委員会の委員長提案として二法案がまとまった次第でございます。

○辻泰弘君　そこで、クリーニング業法の方から御質問申し上げたいと思うんでございますけれども、これは衆議院の方では三月二十四日に両法案を念頭に置いての質疑というのがなされておりまして、その節には坂口大臣も御発言をされているわけでございます。その日は、坂口大臣の御自身の経験で、中華料理をこぼしてしまって、三回クリーニングに出したけれども取れなかったけれども、お地元でやったらきれいになったと、こんなような御発言もあったわけでございますが、今日お召しの背広はその背広でございましょうか。

○国務大臣（坂口力君）　いや、今日の背広は違うわけでございますが、実は、中華料理食べておられますときに油をこぼしまして、それがどういうわけか、何度出してもきれいになりませんで、紋が付いたままで、東京で三回場所を変えまして出しましたけれども、全然取れませんでした。しばらく、もうその服はもうこれは駄目だというのでほってあったんですけれども、もったいないなと思いながらほっていたわけでございますが、地元に戻りましたら、お隣の方が、このごろいいクリーニング屋さんが出て、何か植物繊維か、いや、植物の何か酵素か何かを使うんだとかいう、おっしゃいまして、私のところも取れないのがきれいに取れたと、坂口さんね、一遍出してみなさいとってお勧めを受けたものですから、まあ駄目で元々と思って出したわけでございます。そうしましたら、きれいに取れて、で、この前、衆議院のこの議論がありますときにその服をたまたま着ていたものでございますから、そのお話を申し上げたわけでございまして。

やっぱり、そういう新しいことを使っていけばクリーニング屋さんもまた生きる道はあるんだなというふうに私実は思ったわけでありまして、最近のように、だんだんと大型化をしていって、小さな家内工業等でおやりになっているところがだんだんつぶれていくという状況でございますけれども、そういう新しい方法を取り入れれば、何か環境的にも非常に優しくて、悪くないんだそうでございまして、そうしたことを考えますと、新しいそういう開発ができて、新しい方法を取り入れるということになれば、地方でもまたやっていけるのではないかというふうに思った次第でございます。何でも東京はいいかと思ったら、地方でもいいこともあると、こういうふうに思ったものですから、発言させていただいた次第でございます。

○辻泰弘君 坂口大臣のことですから、本日もその背広をお召しかと思いましたが、若干残念に思うわけでございますが。

さてそれで、中身の議論を聞かせていただきたいと思います。

先ほど藤井議員に対する質疑もあったわけでございますけれども、今、具体的に無店舗営業というものがかなり横行しているということですが、とりわけ自動車のみを用いた無店舗営業の実態、これがどのような問題が発生しているかと、このことについて状況を厚生労働省としてお示しいただきたいと思います。

○政府参考人（田中慶司君） お答え申し上げます。

近年、固定したクリーニング所を持たずに、車のみで取次業を営む事業者が現れているというふうに承知しております。

全国クリーニング生活衛生同業組合連合会が各都道府県生活衛生同業組合及びその地方支部を通じて調べてみましたところ、平成十六年三月現在で、二十五都道府県において、自動車のみを用いた無店舗営業に関しまして、洗濯物が紛失したなどの苦情が報告されているというふうに聞いているところでございますけれども、何しろクリーニング所の開設届も出ていないということでございますので、都道府県としても事業者の実態を把握できず、これらの苦情の適切な処理にも問題が生じているというふうに考えているところでございます。

また、これらの業務用の車両には、店舗形式の取次店に講じられております衛生措置の担保がありませんので、衛生面からも必ずしも十分な対応ができていないおそれがあるのではないかと考えているところでございます。

○辻泰弘君 それで、それに対する対応ということになるわけでございますけれども、今度の改正案の中で第三条の改正があるわけでございます。

そこで、提案者にお伺いしたいんですけれども、第三条で言っているところの、「軽車両を除く。」と、このようになっているわけですが、その軽車両は何を指しているのかということと、それを除外する理由は何かと、この点について御見解をお示しいただきたいと思っております。

○衆議院議員（衛藤晟一君） 具体的には、軽車両とは自転車や馬車、人力車等がこれに該当するものというように考えております。軽車両のみを用いた無店舗型取次業につきましては、軽車両のみということはその実態がないということでございますので、業務用の車両から除外したものであります。

○辻泰弘君 それから、その第三条の二項に言っておりますところの、「処理方法等につい

て説明するよう努めなければならない。」と、こういう規定があるわけでございますけれども、この処理方法等について説明する内容はどのようなものであるべきだと考えていらっしゃるか、提案者に御質問を申し上げたいと思います。

○衆議院議員（衛藤晟一君） 先ほどからお話ございましたように、国民生活センターに寄せられるクリーニング業に関する相談件数、苦情は毎年一万件という高い水準で推移をいたしております。これらの苦情の多くは、洗濯物の受取及び引渡しの際にサービスの内容に関する説明不足、実際に苦情があった場合の処理等の対応の悪さなどがその背景にあるものと考えられております。

こうした背景を踏まえまして、法第三条の二第一項における処理方法についての説明と、この具体的な内容といたしましては、クリーニングの方法による効果の違い、例えば染みが十分落ちない可能性があるとかないとか、あるいはクリーニングの方法によりまして発生し得る問題点、色落ちする可能性もありますよというようなものを明確にするということを想定をいたしております。

○辻泰弘君 その第三条の二項の二の方のことでございますけれども、先ほど質疑もあったわけですが、「苦情の申出先を明示しなければならない。」と、このような規定になっていて、厚生労働省令でそれを規定すると、こういうことで、先ほど受取証だとか掲示板だとかに苦情の連絡先を掲示すべしと、こういうような御答弁があったわけですが、そのようにしろということはどうに周知させるのかと、この点についてはいかがでしょうか。

○政府参考人（田中慶司君） クリーニングに関するトラブルが生じた際に、その苦情の申出先が取次所か洗濯を行いますクリーニング工場であるのかということに関しまして不明確であるということが多いものですので、利用者の利便を著しく害しているというふうに考えております。

今般の法改正によりまして、営業者に対して苦情の申出先の明示が義務付けられました場合には、厚生労働省令によりまして、洗濯物の受取、引渡し時に苦情の申出先を明示した受取証を発行させること、あるいは苦情の申出先を店頭に掲示させるなど、利用者や営業者の意見を踏まえた上で、利用者の利便が損なわれないような方法というのを今後検討してまいりたいというふうに考えております。

○辻泰弘君 それをどう周知させるかということなんですけれども。

○政府参考人（田中慶司君） 法律改正でありますので当然官報には掲載されますし、それから各都道府県知事に対しましてその内容を周知するための通知の発出、さらには厚生

労働省のホームページへの掲載、それから業界団体それから業界紙を通じての各営業者に対します周知徹底、いろんなことが考えられると思いますけれども、あらゆる手段を活用しましてその徹底に努めてまいりたいというふうに考えております。

○辻泰弘君　いつも官報に載せますしと出るわけですがけれども、官報などを見るのはほんの限られた人間でございますし、あとおっしゃったのも、ある程度業界にかかわっていらっしゃる方かもしれません。いずれにしても、大事なことでございますから周知徹底に努めていただくようにと、こういうことで申し上げておきたいと思うわけでございます。

次に、五条の二の規定についてでございますけれども、これは新設された規定ということになるわけですが、ここで、クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業しようとする者はあらかじめ都道府県知事に届け出なければならないと、このようになっているわけですが、このクリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業しようとする者と、この部分にはどのような形態のものが考えられるのでしょうか。

○衆議院議員（衛藤晟一君）　その第五条第二項の新規規定は、クリーニング所を開設しないで洗濯物の受取及び引渡しをすることを営業とする者に対する届出義務と、あるということでございますが、自動車又はバイクのみを用いて無店舗型の取次業を行う者、いわゆる無店舗型の取次業を行う者という具合に想定いたしております。

○辻泰弘君　次に、その附則のことについてお聞きしたいと思うんですけれども、附則の第二条に経過措置があるわけでございます。これは、現在自動車等で営業している人に対しては三か月間猶予を与えて、その間に都道府県知事に届け出なさいと、こういうことだったと思うんですけれども、これをどのように周知させるかと、この点について御見解をお示しいただきたいと思っております。

○政府参考人（田中慶司君）　繰り返しになって恐縮なんですけれども、やはり官報への掲載とか、あるいは都道府県知事に対する周知徹底のための通知の発出、厚生労働省のホームページの掲載、あるいは業界団体、業界紙を通じましての各営業者に対する周知徹底というようなこと、その他考えられる手段、あらゆる手段を使いまして周知徹底していきたいというふうに考えております。

○辻泰弘君　何か、余りやる気がないと言っちゃ悪いですがけれども、いささかちょっと熱心さが感じられないと言っては恐縮ですが、そんな気がするわけでございますが、大事なポイントでございますから、マスコミ等を通じての広報とか会見とかもあるかと思っておりますが、そんなことも含めてしっかりと取り組んでいただくように申し上げておきたい

と思うわけでございます。

さて、次にお聞きしておきたいのは、先ほどもちょっと御議論ございましたけれども、クリーニング師の方々に対する研修あるいは業務従事者に対する講習と、こういった規定が法律の中にあるわけですが、それがどのように行われているか、現在有効に機能していると判断されているかどうか、これを厚生労働省に聞きたいと思っております。

○政府参考人（田中慶司君） クリーニング業法に規定されておりますクリーニング師の研修あるいは業務従事者に対する講習につきましては、各都道府県の生活衛生営業指導センターが実施しております。

クリーニング師の研修に当たりましては、三年を超えない期間ごとに研修を行うように、そして、クリーニング師以外の業務従事者にありましては、従事者の五分の一の者を選び三年を超えない期間ごとに講習を受けるというようなルールになっております。

各指導センターでは、国が定めました一定の基準に従いまして、関係法令の概要、洗濯物の受取時の消費者に対する説明あるいは苦情の対応方法、様々な繊維製品に対します最新の洗濯技術の情報等に関します研修、講習を実施しているところでございます。

また、現在、本来受講すべき対象者が必ずしも全員受講していないという実態もあるということから、各生活衛生営業指導センターあるいは保健所等から受講の励行を積極的に勧めるとともに、受講者の意欲を喚起するために、定期的にテキストの見直しあるいは講義内容に工夫を凝らす等、今後とも研修内容が有効に行われるように努めてまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 この研修、講習については、同一の会でやっていらっしゃるというふうにもお聞きしますし、必ずしも強制力もないわけでございますけれども、それを、強制力を持たせろとか別々にやれというふうなことを主張するつもりはございませんけれども、やはり有効に機能させるべきだといえますか、やはり実態として効果あらしめるということが大事だと思いますので、そういった方向性で取り組んでいただくように申し上げておきたいと思う次第であります。

それから、次にクリーニング業法のことでございますけれども、クリーニング業法の七条の二から七条の十九というのがございますけれども、これは、実は昭和六十年に改正されたにもかかわらず今日まで全く機能してこなかったと、こういう条文というふうにお聞きしているわけですが、この昭和六十年の改正というのはそもそもどういう意味があったのかということについてお伺いしたいと思います。

○政府参考人（田中慶司君） 指定試験研究機関の指定に関する規定の部分でございますけれども、昭和六十年のクリーニング業法の改正というのは、そこで行われたわけでございますけれども、これは内閣提出法でございます地方公共団体の事務に係ります国の関与

等の整理、合理化等に関する法律により行われたものでございます。

この改正は、昭和五十八年三月に第二次臨時行政調査会が、行政事務の簡素化等の見地から、民間団体におきまして処理を行っても制度の意義、目的を損なうおそれのない事務につきましては極力民間団体への移譲を行うものとしまして、その具体的措置として、クリーニング師、理容師及び美容師等の資格に関する試験事務を民間団体等に移譲すると最終答申を出したことを契機とするものであり、この答申の趣旨を踏まえまして、昭和六十年年度において講ずべき措置として、クリーニング師、理容師、美容師の試験事務の民間団体等への移譲に関する法律案を国会に提出したものでございます。

本改正後、理容師及び美容師につきましては、業界団体の出資によりまして財団法人が設立されまして指定検査機関として指定されましたけれども、クリーニング師につきましてはこのような動きがなく、現在に至るまでクリーニング法第七条の二に基づきます指定は行われていないところでございます。

○辻泰弘君 この場の議論でも必ずしもございせんけれども、こういったかなりの条項を割く改正が行われていながら何もなかったというのはどういう意味があったのかなというふうに疑問に思ったような次第でございまして、また、これまたそれぞれにそういった角度から取り組ませていただきたいと思えます。

さて、次にお伺いいたしますけれども、二月の二十七日に厚生労働大臣、坂口力大臣の名前で、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第五十六条の二第一項の規定に基づきということで、クリーニング業の振興指針というものが、全部改正するという事で四月一日から適用すると、こういった振興指針が出されているわけでございます。

それで、私は、率直に言いましてちょっと意外に思いましたのは、結果として四月に掛かってしまったわけではございますけれども、この今時改正が当然予想されていたわけではございまして、そういった中にもかかわらず、二月の二十七日の段階で、これは聞くところによりますと五年に一回の指針の改正だと、このように聞いておるわけではございまして、そういったものが、大きな法改正を目前に控えながら振興指針が全部を改正されたということは私は少し意外に思うわけでございます。

その点につきましてちょっと御説明をいただきたいと思えます。

○政府参考人（田中慶司君） 生活衛生関係営業の振興指針につきましては、営業の振興を計画的に行うことを目的とした制度でございまして、近時におきましては、各業種ごとに五年先の目標年次を定めているところでございます。

今般の改正に当たりましては、改正前のクリーニング業の振興指針の目標年次が平成十五年度末までとなっておりますことと、それから、振興指針は各都道府県の組合が策定します振興計画の基準となるものでございますので、平成十六年三月末までのなるべく早い時期に改正を行う必要があったことから、平成十五年の秋から厚生科学審議会生活衛生

適正化分科会におきまして策定作業を行いまして、先般、二月二十七日付けで告示の改正を行ったというものでございます。

○国務大臣（坂口力君） 局長が今答弁しましたとおりではあるんですが、これは確かに、御指摘を受けると、委員の御指摘は一理のある話だと私も思っております。

この新しい指針の内容が今回の改正と反するようなところは全くない、この中のおりだということでございますので、私もそれはそれで良かったというふうに思っておりますけれども、しかし、法改正があるということも分かっているのであれば、やはりそのことに対する配慮というのは、やはりこれからはすべきだというふうに私も思っております。

それから、先ほどの周知徹底の話でございますが、それは官報を見る人は皆無に等しいと思いますし、また、ホームページといったって、厚生労働省のホームページ、私でも見ないんですから、それはなかなか見る人はほとんどいないと私も率直に言ってそう思います。全部の人がこの組合に入ってくれていれば組合の方で周知徹底していただけるというふうに思いますが、いわゆるアウトサイダーの皆さんもかなり最近是多いんだろうというふうに思っておりますので、そのところを皆さんに全部うまく周知徹底できるようにしなきゃいけない。そこはちょっと検討させていただいて、周知徹底ができるようにしたいというふうに思っております。

○辻泰弘君 大臣には前者のことについても後者のことについても御理解をいただいた御発言だったと思うわけでございますけれども、やはり近くに法律改正が予定されているならば、行政としてやはりその点については当然配慮といえますか、対応に一考あってしかるべきだと、このように思うわけでございます。

その点については御指摘申し上げておきたいと思っておりますし、周知の部分につきましても、おっしゃったとおり、お役所仕事で、何かやったらいいよということでございましたけれども、それで到底周知徹底はできないと思うわけございまして、今日的な社会状況の下でどうやってそういった方にも通知ができるかということで、しっかりと御検討いただいて、御対処いただくように申し上げておきたいと思っております。

それで、これもまた附則のことに係るわけでございますけれども、附則においては、業態転換の場合にも組合員としての資格を継続するということができると、こういった規定があつて、それは生活衛生法の改正の方にかかわっていることかと思うわけでございますけれども、ここで聞きしておきたいと思うんですけれども、クリーニングにおける生活衛生同業組合への加入の資格要件、それから加入のメリット、それから今日の加入の状況、そのことについて御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人（田中慶司君） 現在、クリーニングにおきます生活衛生同業組合の組合員たる資格要件というのは、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第二条



及び第十五条の規定によりまして、当該都道府県内におきましてクリーニング業法に規定するクリーニング業を営む者とされておりまして、この場合のクリーニング業とは、溶剤又は洗剤を使用して、衣類その他の繊維製品又は皮革製品を原型のまま洗濯することを営業とすることとされているところでございます。実際に洗濯を行います一般のクリーニング所のみが組合員資格を有しまして、取次業というのは該当しませんけれども、今回、法律改正が行われました場合は、改正法の施行日以降に一般クリーニング所から取次所へ業態転換した者につきましては、転換後もその組合員資格を維持することができることとなります。

それから、組合への、先生、済みません、メリットは御質問はございましたか。

○辻泰弘君 はい。

○政府参考人（田中慶司君） 組合加入のメリットといたしましては、国民生活金融公庫からの生活衛生貸付けによりまして低利融資を受けることができること、それから組合が契約しています生命共済制度等を利用することができるのと同時に、組合が行っております国民年金基金に加入することができることのほかに、消費者とのクリーニングに関する紛争が生じた場合に、クリーニング事故賠償基準や、組合が契約します団体賠償保険に基づきましてスムーズに問題を解決することができるようになること、さらに、組合が開催します研修会等に参加することによりまして技術の改善向上を図ることができるようになること、また、組合の行います共同事業に参加することによりまして経営の効率化を図ることができるようになることなどの点が挙げられます。

次に、組合への加入状況でございますけれども、近年、組合員数は減少傾向にありまして、平成十二年度から十四年度の三か年の合計で約二千六百人ほど減少しておりまして、現在、平成十四年度末現在での組合員数は一万七千七百八十四人であると承知しております。

組合員数の営業者数に占めます割合につきましては、営業者数についての統計がございませんので厳密には承知しておりませんが、クリーニング工場数に占めます組合員数の割合は平成十四年度末現在で約四割となっております。一人の営業者が複数の工場を有していることなどを勘案しますと、営業者数の半数程度は組合に加入しているというふうに推測しているところでございます。

○辻泰弘君 今の御説明にかかわることでございますけれども、今回の法改正によって取次業への業種転換の際にも組合員資格継続されると、こういうことになるわけですが、その流れでいきますと、国民生活金融公庫の融資というのがあるわけですが、その融資条件というものは維持、継続されるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

○政府参考人（田中慶司君） 現時点では、取次業は生活衛生同業組合の組合員資格を取得できませんので、また国民生活金融公庫の生活衛生資金、生活衛生貸与の対象にはなっていないということでございます。

クリーニング工場が取次業に業態転換した場合の取扱いにつきましては、それ以前の借入金の返済計画によって返済することが可能である場合というのは、個々の事業者の実情に応じて融資条件の維持、継続も可能でありまして、個別案件ごとに判断されることになるというふうに思っております。

厚生労働省としましては、今回法律が改正されまして、クリーニング工場から取次業に業態転換しても組合員資格が維持できることとなった場合には、取次業が新たに国民衛生金融公庫の生活衛生資金の対象となりますように、制度の改善につきまして検討してまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 組合員資格を継続できるというふうな法律の趣旨でございますから、そういう意味では、そういったことも連動させるというのは一貫性があると思うわけでございまして、そういった意味の取組を御要請申し上げておきたいと思うわけでございます。

それでもう一点、今度は環境のことについて聞いておきたいと思うんですけども、先ほどもちょっと付言された部分があったかと思っておりますけれども、いわゆるドライクリーニング溶剤に対する規制というものが現状どうなっているかということについて、御説明をいただきたいと思っております。

○政府参考人（吉田徳久君） お答えをいたします。

我が国では、一九八〇年代の後半に、金属洗浄あるいは繊維の洗浄などに用いられておりましたトリクロロエチレンやあるいはテトラクロロエチレン、通称、有機塩素系化合物というふうに通称しておりますが、こうした溶剤によります地下水汚染が全国的な問題になりました。このため、国では平成元年に水質汚濁防止法を改正いたしまして、ドライクリーニング業を含みます特定施設からの排水が地下に浸透することを禁止をしたわけでございます。有機塩素系の溶剤を含む排水の地下浸透を禁止したわけでございます。

また、時期を同じくいたしまして、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律に基づきまして、今申し上げましたようなトリクロロエチレンあるいはテトラクロロエチレンなどが第二種特定化学物質として指定されました。それに基づきまして、使用過程における環境汚染防止措置に関する技術指針も定められてまいっております。

こうした行政措置によりましてドライクリーニング業における有機塩素系溶剤の使用と管理が非常に徹底をされました。また、地下水汚染性の少ない他の溶剤への転換も進んでまいりました。その結果として、地下水汚染は着実に改善が図られております。

ちなみに、数字をもって御説明をいたしますと、クリーニング業でも多く使用されておりますテトラクロロエチレンによる地下水汚染は、平成元年には、私も環境省が地方自

治体を通じて調査をいたしました井戸の一・二%が環境基準を超える状態にございましたけれども、平成十四年の状況でございますと、超過率は〇・二%まで改善が見られております。

また、同じくその一連の問題でございますけれども、土壤汚染につきましても、土壤汚染対策法に基づきまして、ドライクリーニング溶剤を使用している施設を廃止する等の場合に当たりましては、土壤汚染の状況を調査をし、また必要に応じて汚染の改善を図ると、対策を講ずるという義務が義務付けられておりまして、こうした措置を通じてドライクリーニング業による土壤汚染対策も進められていると、こういう状況でございます。

○辻泰弘君 クリーニング業法についての質問はここで区切りたいと思うんですが、この区切りとして、大臣に、今後のクリーニング業界に期待するものは何かと、一言お願い申し上げたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） クリーニング業といたしますと、先ほども申しましたように、四人未満の小さな企業の皆さん方が八七%を占めているということでございまして、この皆さん方は、先ほどから出ておりますように、いろいろの規制がありましたし、周辺との間の環境問題でのトラブルがありましたし、またお客さんの側との間のトラブルがありましたし、いろいろのことがあって御苦労しながらおやりいただいているんだらうというふうに思います。

そういうことでございますので、なかなかこの後を継ぐ人もいなくて、だんだんと高齢化をしてきているというような状況が現在あるわけでございますが、私たちの周辺考えましたときに、それならばクリーニング店はそんなに要らないかといえば、これはこれから先増えることはあっても減ることはないというふうに思っております。

しかし、それが大きい企業だけで全部それができることであるかといえば、なかなかそうもいかないことでございますので、やはり小さなこうしたお店をどういうふうにして今後維持していくかということについて、規制を行うだけではなくて、もう少しこの人たちをどう育てていくかということについてもやはり考えていかなければいけないというのが私の現在の実感でございます。何とかこの人たちをどうすれば支援をすることができるのか、そうしたことも今後併せて考えていきたいと思っております。

○辻泰弘君 公衆浴場の方の法律の改正について御質問に移らせていただきたいと思うわけでございます。

まず提案者に御質問させていただきたいんですけれども、まず、第一条の目的規定に追加があるわけでございますけれども、この追加部分、すなわち「住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っているにもかかわらず」と、こういう部分でございますけれども、このことと健康増進法第七条との規定のかかわりについて御説明をいただきたいと思っております。

○衆議院議員（衛藤晟一君） 昨年五月に健康増進法が施行をされました。第七条に基づく基本方針におきまして、国及び地方公共団体は、公衆浴場等と連携を取り、健康増進の取組を推進する必要があるというようにされております。

そのために、本改正の第一条で、公衆浴場が「住民の健康の増進等に関し重要な役割を担っている」ということを明確にすることによりまして、国及び地方公共団体が、公衆浴場の特性を生かして、健康増進等、地域住民の福祉の向上を図ることができるよう公衆浴場法の位置付けを明確にしようとするものであります。

○辻泰弘君 次に、第四条のことについてでございますけれども、第四条は新たに新設されているわけですが、ここで言うところの国及び地方公共団体による「適切な配慮」、この適切な配慮は何を意味するか、このことを御説明いただきたいと思っております。

○衆議院議員（衛藤晟一君） 今後は、公衆浴場におきまして、高血圧や糖尿病等生活習慣病患者に対しまして、身体に負担の掛からない入浴方法の指導を行う、あるいは広い公衆浴場を利用して水中運動の実施によりまして生活習慣病の予防活動を実施するとか、あるいは広い脱衣場等を利用して高齢者向けに落語や寄席を開設する等の文化・娯楽活動の実施といったような形の地域住民の交流促進や健康増進活動が行われるものという具合に考えております。

その際に、国及び地方公共団体が入浴方法の指導マニュアルの作成や公衆浴場に保健師を派遣する等の支援を行うといった配慮を意味をいたしております。

○辻泰弘君 今回、公衆浴場の関係法制をちょっと勉強させていただきまして、ある意味ではびっくりしたのは物価統制令がこの入浴料金に今も掛かっているということで、日本においては唯一その対象になっているというふうにお聞きするわけですが、この物価統制令によって料金が今規制されているというこの経緯、このことについて御説明いただきたいと思っております。

○政府参考人（田中慶司君） 御説明申し上げます。

物価統制令につきましては、昭和二十一年に戦後の物価騰貴を抑える目的で制定されたものでございまして、公衆浴場につきましては、入浴が公衆衛生の維持向上のために欠くことができないものである等にかんがみまして、制定当時からその適用対象として指定されていたところでございます。

その後、昭和四十八年の第一次オイルショックを契機としまして、同年十二月に、物価統制令による最終的な価格統制手段を発動するまでの間の価格調整手段を定めました国民生活安定緊急措置法、国民生活安定緊急措置法、これが制定される一方、物価統制令の発

動要件は厳格化することとなりました。この際、公衆浴場の入浴料金を物価統制令の対象として存続させるべきかどうか議論となりましたけれども、人手や燃料が不足していた当時の状況におきまして、物価統制令の対象外とすれば値上がりは不可避であり、またその負担がとりわけ自家ぶろを持たない低所得者層に大きいことが予想されたことなどから、同法附則第四条におきまして、この法律の施行の際、現に物価統制令の規定に基づき統制額の指定されている価格等に関します統制額の指定につきましては、当分の間、従前の例によることとされたものでございます。

その後、平成十年の地方分権推進計画を踏まえました法改正の際にも議論がなされましたけれども、その際には、まず、自家ぶろを持たない方々に対しまして低廉な料金で公衆浴場を利用できる機会を確保していくことは重要であるということ、次に、国民生活安定緊急措置法は緊急時のための法律でありまして、平時において発動することはなじみにくいことなどから、引き続き物価統制令の対象として存続させることが適当とされ、現在に至っているものでございます。

〔委員長退席、理事武見敬三君着席〕

物価統制令の解除の要請につきましては、平成十五年六月に東京都生活文化局から、自家ぶろの普及等による利用者の激減等により、物価の安定確保という指定理由が意味を持たなくなっているとして、物価統制令の指定品目からの除外について提案がなされまして、中長期的な検討につきまして要望されたところでございますが、これ以外の要請については特段承知しておりません。

いずれにしても、全国で五％程度の世帯ではいまだ自家ぶろを有していない状況にあります。このような世帯にとっては、公衆浴場は健康で文化的な生活を営む上で欠くことができないものであり、とりわけ公衆浴場の施設数が減少し続けている現状において、低廉な料金でこうした施設を利用できる機会を確保していくためには、その上限価格を規制する方法が最も効果的であること等にかんがみれば、当面、公衆浴場に対する物価統制の継続は必要ではないかと考えているところでございます。

○辻泰弘君 先ほども話が出ておりました入浴施設におけるレジオネラ症の防止対策についてお聞きしておきたいと思えます。

平成十四年に幾つか、宮崎等で事故があつて、それに対する対応ということがあつたわけですけれども、どのような対応を講じてこられたのか、そして今後どうされるのか、端的に御説明いただきたいと思えます。

○政府参考人（田中慶司君） レジオネラ症発生防止対策につきましては、平成十二年に浴場や旅館に対しますパンフレットを配布しまして、平成十三年には循環式浴槽におきましてレジオネラ症防止マニュアルの公表等を行ったところでございます。しかしながら、平成十四年七月の宮崎県日向市の大型公衆浴場を感染源とします大規模なレジオネラ症の集

団発生など感染事故が絶えないことから、まず、全国緊急一斉点検の実施、二番目としまして、保健所職員等を対象とします全国レジオネラ対策会議の開催、三番目、レジオネラ症の発生防止対策を浴場業や旅館業の条例等に盛り込むための指針の策定、四番目としまして、浴場や旅館以外の施設につきましても横断的に対応を可能とするために、レジオネラ症を予防するために必要な技術上の指針の策定等の対策を行っているところでございます。

今後とも、レジオネラ症に対します研究や知見の収集に努めまして、定期的に全国レジオネラ対策会議を開催するなどしまして各自治体への支援に努めるとともに、施設改善に必要な資金に対する国民生活金融公庫での貸付け等によりまして各営業者を支援してまいりたいと考えております。

○辻泰弘君 今の御説明にもあったわけですがけれども、平成十五年、昨年七月二十五日にレジオネラの発生防止のための指針というのを出しておられるわけですがけれども、この指針を踏まえて今日までどういうことをされてきたかということ、それから今後どうされるか、この点について絞って簡潔にお願いいたします。

○政府参考人（田中慶司君） 今申し上げた中に含まれていると思えますけれども、保健所等職員に対します研修、あるいは旅館業あるいは浴場業に対します御指導、それから、それから……

○辻泰弘君 平成十六年一月に全国厚生労働関係部局長会議が行われて、そこで周知徹底を要請されたとか、二月に全国健康関係主管課長会議において周知徹底を要請されたとか、また、今年の六月に会議を持たれてまた周知徹底を図ると、こういうことを私聞いておるものですから、そのことの御答弁をいただくというふうに思っていたんですけども、ちょっと残念に思いますけれども、まあしっかりと取り組んでいただきたいと思います、このように申し上げておきたいと思うわけでございます。

時間も限られてまいりました。それで一つ、この間、この質問に取り掛かっているときに新聞記事を見まして、この点について聞いておきたいと思ったんでございます。

実はそれは、今ペットブームというか、そういう状況があるわけですがけれども、このペットも温泉に入れるというのが現状にあるようでございまして、人間の料金よりも高く、小型犬で二千六百円ぐらいするようなそういう温泉ができているようでございますが、このペット専用の温泉についての現行法上の位置付けと規制の有無について御説明いただきたいと思います。

○政府参考人（田中慶司君） 最近、ペット用の温泉が利用されておりますけれども、これはペット専用で設けました施設を利用しているものと聞いておりまして、一般の公衆を

入浴させるための公衆浴場について規定します公衆浴場法の規制を受けるものではありません。

厚生労働省としましては、人間とペットが一緒に使用する場合のように公衆衛生上の必要が生じなければ、ペット専用の温泉利用を規制する必要はないというふうに考えているところでございます。

○辻泰弘君 これで質問区切らせていただきたいと思いますと思うんですが、最後に大臣にお伺いしたいんですけども、これまた今後の公衆浴場業界に対しての御期待されること何かと、このことについて御見解をお示しいただきたいと思います。

以上をもって終わりたいと思います。

○国務大臣（坂口力君） おふろの方も、全体では、全国平均では、おうちにおふろのない御家庭が五%、東京では一〇%ということをお聞きしたんですが、まだ必要な御家庭がたくさんございますし、そして、これからだんだんと高齢化してまいりまして生活習慣病の人たちというのも増えてくるわけでありまして。

〔理事武見敬三君退席、委員長着席〕

おふろということが非常に健康的にも大変いいということでございますので、そうした取組もこれから必要でございますし、しかし、おふろに入ります入り方というものも、やはりどこかで少し指導をしないといけないのではないかというふうに思っています。余り熱いおふろに入るというのも、これも良くないこともございますし、人によりましては何度も何度も入る人がございますし、そうしたことございますので、少しその辺のところを、おふろ屋さんがそういう知識を持っていただいて、そして、何か時々人を集めてそういうお話をしていただくのか、他の人がいいのかよく分かりませんが、利用される皆さん方に対してプラスになるようにどうするかということも少しその中に取り入れていけば、この公衆浴場の意義というものは更に広がってくるのではないかとこのように思っている次第でございます。

私の学生時代、私もよく利用させていただきましたけれども、公衆浴場のおふろというのは熱くてどうもなかなか入れなかった記憶がございますが、そんなに熱いのがいいのかどうかというようなこともあろうかというふうに思っております。

○辻泰弘君 以上で終わります。